

## 答申行政第122号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年6月21日付け、備中局健高第14号で行った公文書開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和6年6月12日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「岡山県知事伊原木隆太氏は、別紙①の答弁書2頁の「3」しかし、前記2の相談を受けてこれを取り扱うのは後記4のとおり保健所の業務で、そのため情報を取得し、関係機関と情報を共有して協議を行うのは当然の業務であって、そのこと自体が違法となることはあり得ないというが、「違法」でないという「根拠法令」の開示を求めます。」と開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び岡山県行政組織規則（昭和41年3月31日岡山県規則第32号）の抜粋を本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定した上で、本件対象公文書を開示する本件処分を行い、令和6年6月21日付け、備中局健高第14号「公文書開示決定通知書」（以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

なお、本件決定通知書のうち、請求のあった公文書欄には、「岡山県知事伊原木隆太は、令和3年2月12日付けの答弁書2頁の「3」しかし、前記2の相談を受けてこれを取り扱うのは後記4のとおり保健所の業務で、そのため情報を取得し、関係機関と情報共有して協議を行うのは当然の業務であって、そのこと自体が違法となることはあり得ないというが、「違法」でないという「根拠法令」と記載した。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年7月16日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和6年12月26日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

岡山県知事伊原木隆太氏が、令和6年6月21日付「備中局健高第14号」により審査請求人に対してした「公文書開示決定処分」を取り消し「違法」でないという根

拠法令を開示することを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求書

ア 「法令等に基づくとき」とは、法令等により本人以外のものに対し、実施機関に「個人情報」の提供を義務付けている場合（いわゆる「義務規定」）のほか、法令等の趣旨、目的により実施機関が本人以外のものから個人情報を収集することができる場合（いわゆる「できる規定」）も含まれているが、「地域保健法、岡山県行政組織規則」にはそのような記載はないため、審査請求人が令和6年6月21日付で開示を受けた「地域保健法、岡山県行政組織規則」は、審査請求人が開示を求めたものではない。

いずれにしても、「民間」へ外部提供はできないのであるから、「地域保健法、岡山県行政組織規則」が「根拠規定」にならないことは明白である。

イ 実施機関は、相談を受けこれを取り扱うのは保健所の業務で、そのために情報を取得し、関係機関と情報を共有し協議を行うのは当然の職務行為であって、そのこと自体が違法となることはあり得ないなどというが、完全に失当である。その理由は、「保有個人情報」の外部提供とは、県の機関以外（他の行政機関）に当初の利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することとされており、介護事業者は行政機関ではなく、また「相談を持ち掛けた人」も民間の人であり、「審査請求人と審査請求人の母の個人情報」を外部提供できないからである。

ウ 個人情報の共有をする場合は当然「個人情報の収集」が行われるが、実施機関は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岡山県条例第50号）による改正前の岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号。以下「旧条例」という。）の第8条第2項に違反して利用目的を審査請求人と審査請求人の母に伝えず、また、このことは同項ただし書きのいずれにも該当しない。実施機関は、本件は「相談業務」に当たるなどと主張しているが、審査請求人は実施機関の職員に「相談を持ち掛けた事実」はないから完全に「的外れ」である。

エ 本件決定通知書の「請求にあった公文書」欄には「公文書の名前」はないので手続きに不備がある。高梁市の場合、行政文書開示決定通知書に「対象となる行政文書の件名」を記載するようになっている。

### (2) 反論書

ア 実施機関は、「保健師が情報を取得し、関係機関と共有した行為」は、当該業務の遂行に必要な利用目的に沿ったもので、その目的の範囲を超えて、取得、提供したものではないというが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第69条第1項で「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と定められているため、完全に失当である。なお、

目的外利用とは、「目的外利用及び外部提供」をいう。

イ 実施機関は、本件対象公文書が、「地域保健法」と「岡山県行政組織規則」だ  
というが、「地域保健法」と「岡山県行政組織規則」には「個人情報の提供」が  
「義務付けられ又は個人情報提供の根拠規定」が置かれていないため、完全に失  
当である。

ウ 実施機関は、「個人情報の提供」が義務付けられ又は「個人情報提供の根拠規  
定」が置かれているようなものはなかったと自らも認めていることから、当時の  
実施機関職員が「審査請求人等」の個人情報を「法的根拠」なく違法に取り扱っ  
たことになる。

エ 実施機関は、弁明書において、これまでも旧条例第8条第2項第5号に該当す  
ると説明しており、そのことに何ら変わりはないなどと言うが、「相談等の事務  
その他当該事務の性質上本人から取得したのでは当該事務の適正な執行に支障  
が生ずると認められるとき」に該当せず、本人（審査請求人）から取得したほう  
が、当該事務が適正に執行できるため、完全に失当である。

オ 以上の次第であるから、保健所職員が「正当な法的根拠」なく「審査請求人と  
審査請求人の母」の個人情報を違法に取り扱ったことになる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理  
由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書の特定について

本件処分に係る公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の「請求す  
る公文書の件名又は内容」の欄には、「令和3年2月12日付け答弁書（以下「本件  
答弁書」という。）2頁の「3」しかし、前記2の相談を受けてこれを取り扱うのは  
後記4のとおり保健所の業務で、そのために情報を取得し、関係機関と情報を共有し  
て協議を行うのは当然の職務行為であって、そのこと自体が違法となることはあり得  
ないというが、違法ではないという「法令根拠」の開示を求めます」と記載されてお  
り、具体的な公文書の件名が明記されていない。

そして、保健所が相談に対応することは、地域住民の健康の保持及び増進に関する  
事項について調整・指導等することを所掌する保健所の当然の職務であり、審査請求  
人のいう、「保健師が情報を取得し、関係機関と共有した行為」は、当該業務の遂行  
に必要な利用目的に沿ったもので、その目的の範囲を超えて、取得・提供等したもの  
ではなく、保健所の設置根拠や業務の範囲が明記された法令自体が、「違法」ではな  
いという「法令根拠」に当たると判断したことから、実施機関において、本件対象公  
文書を特定し、開示したものである。

審査請求人は、本件対象公文書にいわゆる義務規定やできる規定の記載がなく、個  
人情報保護法第69条第1項でいう、「法令に基づく場合」には該当しないので、本  
件開示請求書で請求した法令根拠に当たらないと指摘しているが、実施機関は、利用  
目的に沿った情報の取扱いとして、保健所の設置根拠や業務の範囲が明記された本  
件対象公文書を開示したのであり、個人情報保護法第69条第1項（旧条例においては

第7条第1項が該当)で定める目的外利用及び提供を根拠として開示したものではないため、審査請求人の指摘は当たらない。

審査請求人は、本件審査請求書「第5項 審査請求の理由」(1)の後段及び(2)において、個人情報保護法第69条第2項で定める目的外利用・外部提供に係る解説を根拠として、「民間」に外部提供はできないと指摘しているが、本件処分は、目的外利用・提供を根拠として開示したものではないため、審査請求人の指摘は当たらない。

審査請求人は、実施機関が審査請求人及びその母の個人情報を収集するに当たり、審査請求人等に利用目的を明示しなかったことは、旧条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれにも該当せず、同項に違反すると指摘するが、実施機関はこれまでも同項第5号に該当すると説明しており、そのことに何ら変わりはない。なお、審査請求人は、同号でいう「本人」とは相談者のことで、同号は当該本人が相談相手であることが前提になっているという独自解釈を持っているため、「審査請求人は岡山県職員に「相談を持ち掛けた事実」はない」ということをもって、同号には該当しないと主張しているものと推察するが、同条例第2条第1項第4号において、「本人」は、「個人情報から識別され、又は識別されうる特定の個人」と定義されており、そもそも、第8条第2項は、本人以外のもの(第三者)から当該本人の個人情報を取得する際の本人への利用目的の明示に係る規定であるので、審査請求人のこの主張は認められない。

審査請求人は、根拠規定として、旧条例に定められている規定を開示請求したと主張していると思われるが、本件開示請求書においては、開示する公文書の内容として、旧条例については全く記載がない。仮にそこまで請求内容を絞り込んでいるのであれば、審査請求人において、本件開示請求書に明示することは容易であり、また、そうすべきであったと考えられることから、当該主張は認められない。

## 2 本件決定通知書の「請求のあった公文書」欄の記載について

本件審査請求書の「第5項 審査請求の理由」(4)については、確かに、本件処分は、本件決定通知書の「請求のあった公文書」欄に、「地域保健法」及び「岡山県行政組織規則」の抜粋とは記載しておらず、配慮に欠けていたことは認めるが、実施機関は、審査請求人が公文書開示請求書に記載した「請求する公文書の」「内容」を引用して記載したにすぎず、既に、「地域保健法」及び「岡山県行政組織規則」の抜粋を特定し、審査請求人に開示しているため、仮に本件処分を取り消したとしても、開示結果に何ら変わりなく、審査請求には理由がない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求の対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

### 2 本件対象公文書に係る条例の規定について

(1) 条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ 略

四～七 略

(2) 条例第8条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(3) 条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2・3 略

### 3 本件開示請求に係る対象公文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象公文書について

審査請求人は、上記第3の2のとおり、本件対象公文書は、他の実施機関へ個人情報提供の提供を義務付けたり、提供できる記載がなく、旧条例第7条に規定する、個人情報を利用目的以外の目的のために利用又は提供できる「法令もしくは条例の規定」に該当せず、開示請求文書に当たらないなどと主張している。

一方で、実施機関は、保健所が相談に対応することは、地域住民の健康の保持及

び増進に関する事項について調整・指導等することを所掌する保健所の当然の職務であり、保健所の設置根拠や業務の範囲が明記された法令自体が、審査請求人が求める違法ではないという法令根拠に当たると判断し、本件対象公文書を特定した上で、開示したものであるなどと説明している。

審査会において、これらの主張及び説明を踏まえて審査したところ、備北保健所は、地域保健法及び岡山県行政組織規則に基づいて設置された保健所であり、地域保健法第6条において、「保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。」と規定され、同条第14号において、「その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項」が掲げられており、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項に係る調整や指導を求める相談を受けて、必要な調整等を行うことは同条に規定する保健所の業務に当たり、本件開示請求に係る相談事案に対応することは実施機関の業務と認められる。

そして、実施機関が、本件開示請求に係る相談事案に対応するために必要となる個人情報を収集し、又は連携する関係機関と情報を共有することは、当該調整等を行う業務の遂行のために利用する目的での個人情報の収集、利用又は提供と認められ、また、実施機関が、当該収集等をした個人情報を当該利用目的以外の目的のために利用等したと推察すべき事情も認められない。

よって、本件開示請求に係る相談事案への対応業務における実施機関による審査請求人らに関する個人情報の収集、利用又は提供は、地域保健法及び岡山県行政組織規則をその根拠として行われたものと認められることから、これらを本件対象公文書として特定した実施機関の判断は、妥当であると認められる。

なお、実施機関による本件相談に係る個人情報の利用は、前記のとおり、地域保健法等に規定された保健所の業務の遂行のために利用する目的の範囲内で行われているものであることから、目的外利用であり旧条例違反だとする審査請求人の主張は採用できない。

## (2) 旧条例について

審査請求人は、本件開示請求に係る相談事案に関しての個人情報の取得に際し利用目的が本人に明示されておらず、旧条例第8条第2項柱書きに違反していると主張しているが、実施機関は、当該個人情報の取得は同項第5号に該当し、違法ではないと説明している。

本件開示請求において、旧条例が審査請求人の意図した対象公文書であるかどうかは判然としないが、本件開示請求書の「開示請求する公文書の件名又は内容」欄には具体的な公文書の件名が記載されていないことから、実施機関において開示請求の対象となった公文書を特定する必要があり、実施機関が本件対象公文書を特定したことは、前記のとおり妥当であることから、実施機関が対象公文書として旧条例を特定しなかったことが不合理とまでは言えない。

## 4 本件決定通知書の記載事項等について

審査請求人は、本件決定通知書において、「請求のあった公文書」の欄に公文書の名前がなく、手続きに不備があると主張している。

一方で、実施機関は、配慮に欠けていたことは認めつつも、審査請求人が公文書開示請求書に記載した「請求する公文書」の「内容」を引用して記載したにすぎず、既に、地域保健法等の抜粋を特定し、これらを審査請求人に開示しており、手続きに不備があるとまでは言えず、仮に本件処分を取り消したとしても、「違法」ではないという根拠法令の開示についての結果は何ら変わりがないと説明している。

公文書開示請求書における「請求する公文書の件名又は内容」は、開示請求者において、開示を請求する公文書の件名又は内容を示すものであるのに対し、公文書開示決定通知書における「請求のあった公文書」は、本来、実施機関において、請求文書に係る調査及び検索を行った結果、開示決定等の対象として特定された公文書の件名を正確に記入することが求められる。

このことは、公文書開示請求に係る文書の特定について、開示請求者に対し客観的指標をもって理由を明らかにするためのものであるから、本件処分における対象文書の記載は、適切とはいえないので、実施機関は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきであるが、本件処分の違法性にまで影響するものではなく、本件処分を取り消すまでの理由は見いだせない。

また、審査請求人のその他の主張はいずれも本件処分の当否に関するものとは認められず、審査会の判断を左右するものではない。

## 5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を開示した本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月26日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年2月26日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和7年3月25日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和7年4月30日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和7年5月27日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和7年6月20日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。